

筑後川流域治水協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は「筑後川流域治水協議会」(以下「協議会」と称する)。

(目的)

第2条 本協議会は、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、筑後川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長をおき、筑後川河川事務所長を会長とする。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 協議会の運営、進行及び召集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項によるものほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にあるもの以外（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長をおき、筑後川河川事務所技術副所長を幹事長とする。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会の運営、進行及び召集は事務局が行う。
- 6 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 7 事務局は、第2項によるものほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にあるもの以外（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 筑後川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- (2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会および幹事会の円滑な推進のための事務局を置く。
- 2 事務局は筑後川河川事務所調査課、熊本県土木部河川港湾局河川課、大分県土木建築部河川課、福岡県県土整備部河川整備課、佐賀県県土整備部河川砂防課に置く。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、令和2年9月11日から施行する。

別表1 筑後川流域治水協議会

久留米市長

柳川市長

筑後市長

大川市長

小郡市長

うきは市長

朝倉市長

筑前町長

東峰村長

大刀洗町長

大木町長

広川町長

佐賀市長

鳥栖市長

神埼市長

吉野ヶ里町長

基山町長

上峰町長

みやき町長

小国町長

日田市長

九重町長

玖珠町長

福岡県 県土整備部 河川整備課長

福岡県 県土整備部 河川管理課長

福岡県 建築都市部 都市計画課長

福岡県 建築都市部 下水道課長

福岡県 農林水産部 農山漁村振興課長

福岡県 久留米県土整備事務所長

福岡県 朝倉県土整備事務所長

福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所長

福岡県 八女県土整備事務所長

福岡県 那珂県土整備事務所長

佐賀県 県土整備部 副部長

佐賀県 農林水産部 農山漁村課長

佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課長

佐賀県 佐賀土木事務所長

佐賀県 東部土木事務所長

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長

大分県 土木建築部 河川課長

大分県 土木建築部 砂防課長

大分県 土木建築部 公園・生活排水課長

大分県 土木建築部 建築住宅課長

大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課長

大分県 農林水産部 農村基盤整備課長
大分県 西部振興局 農林基盤部長
大分県 生活環境部 防災対策企画課長
大分県 日田土木事務所長
大分県 玖珠土木事務所長

農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所長
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所長
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

別表2 筑後川流域治水協議会幹事会

久留米市 都市建設部 河川課長
久留米市 都市建設部 都市計画課長
久留米市 農政部 農村森林整備課長
久留米市 上下水道部 下水道整備課長
久留米市 総務部 防災対策課長
久留米市 田主丸総合支所 環境建設課長
久留米市 北野総合支所 環境建設課長
久留米市 城島総合支所 環境建設課長
久留米市 三潴総合支所 環境建設課長
柳川市 建設課長
柳川市 水路課長
筑後市 水路課長
大川市 クリーク課長
小郡市 防災安全課長
うきは市 住環境建設課長
うきは市 市民協働推進課長
朝倉市 水のまちづくり課長
筑前町 建設課長
東峰村 建設水道課長
大刀洗町 建設課長
大木町 建設水道課長
広川町 協働推進課長
佐賀市 河川砂防課長
佐賀市 都市政策課長
佐賀市 消防防災課長
佐賀市 農村環境課長
鳥栖市 建設課長
鳥栖市 維持管理課長
鳥栖市 総務課長
鳥栖市 事業課長
鳥栖市 農林課長
鳥栖市 都市計画課長
神埼市 建設課長
神埼市 ダム対策課長
神埼市 農政水産課長
神埼市 下水道課長
神埼市 防災危機管理課長
吉野ヶ里町 総務課長
吉野ヶ里町 建設事業課長
基山町 建設課長
基山町 産業振興課長
上峰町 建設課長
みやき町 建設課長
小国町 総務課長
小国町 建設課長
日田市 都市整備課長
日田市 施設工務課長
日田市 土木課長

日田市 防災・危機管理課長
日田市 農業振興課長
九重町 建設課長
九重町 危機管理情報推進課長
玖珠町 基地・防災対策課長

福岡県 県土整備部 河川整備課 課長技術補佐
福岡県 県土整備部 河川管理課 課長技術補佐
福岡県 建築都市部 都市計画課 課長技術補佐
福岡県 建築都市部 下水道課 課長技術補佐
福岡県 農林水産部 農山漁村振興課 課長技術補佐
福岡県 久留米県土整備事務所 河川砂防課長
福岡県 朝倉県土整備事務所 河川砂防課長
福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所 河川砂防課長
福岡県 八女県土整備事務所 河川砂防課長
福岡県 那珂県土整備事務所 河川砂防課長

佐賀県 県土整備部 河川砂防課 技術監
佐賀県 県土整備部 都市計画課 副課長
佐賀県 県土整備部 下水道課 副課長
佐賀県 農林水産部 農山漁村課 副課長
佐賀県 農林水産部 農地整備課 技術監
佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課 副課長
佐賀県 佐賀土木事務所 副所長
佐賀県 東部土木事務所 副所長

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課 審議員

大分県 土木建築部 河川課 課長補佐
大分県 土木建築部 砂防課 課長補佐
大分県 土木建築部 公園・生活排水課 課長補佐
大分県 土木建築部 建築住宅課 参事
大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課 主幹
大分県 農林水産部 農村基盤整備課 課長補佐
大分県 西部振興局 農林基盤部 課長補佐
大分県 生活環境部 防災対策企画課 課長補佐
大分県 日田土木事務所 次長兼企画調査課長
大分県 玖珠土木事務所 建設・保全課長

農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 技術副所長
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 技術副所長
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 技術副所長

矢部川流域治水協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は「矢部川流域治水協議会」(以下「協議会」と称する)。

(目的)

第2条 本協議会は、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、矢部川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長をおき、筑後川河川事務所長を会長とする。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 協議会の運営、進行及び召集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にあるもの以外（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長をおき、筑後川河川事務所技術副所長を幹事長とする。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会の運営、進行及び召集は事務局が行う。
- 6 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 7 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にあるもの以外（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 矢部川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- (2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会および幹事会の円滑な推進のための事務局を置く。
- 2 事務局は筑後川河川事務所調査課、福岡県県土整備部河川整備課に置く。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、令和2年9月11日から施行する。

別表1 矢部川流域治水協議会

久留米市長

柳川市長

八女市長

筑後市長

大川市長

みやま市長

大木町長

福岡県 県土整備部 河川整備課長

福岡県 県土整備部 河川管理課長

福岡県 建築都市部 都市計画課長

福岡県 建築都市部 下水道課長

福岡県 農林水産部 農山漁村振興課長

福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所長

福岡県 八女県土整備事務所長

農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

別表2 矢部川流域治水協議会幹事会

久留米市 都市建設部 河川課長
久留米市 都市建設部 都市計画課長
久留米市 農政部 農村森林整備課長
久留米市 上下水道部 下水道整備課長
久留米市 総務部 防災対策課長
久留米市 城島総合支所 環境建設課長
久留米市 三潴総合支所 環境建設課長
柳川市 建設課長
柳川市 水路課長
八女市 建設課長
八女市 上下水道局長
筑後市 水路課長
大川市 クリーク課長
みやま市 建設課長
みやま市 上下水道課長
大木町 建設水道課長

福岡県 県土整備部 河川整備課 課長技術補佐
福岡県 県土整備部 河川管理課 課長技術補佐
福岡県 建築都市部 都市計画課 課長技術補佐
福岡県 建築都市部 下水道課 課長技術補佐
福岡県 農林水産部 農山漁村振興課 課長技術補佐
福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所 河川砂防課長
福岡県 八女県土整備事務所 河川砂防課長

農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 技術副所長